

た ま な ん

多摩南ミニ通信



(財)東京都保健医療公社
多摩南部地域病院
地域医療連携室第26号
平成11年12月1日

どんなサービスがあるの？

自分の要介護度が決まったら、そこから具体的なサービスが始まります。在宅でのサービスを望むのか、施設入所を望むのかを利用者が選択することができます。

介護保険 その2

☆在宅サービス☆



訪問介護

(ホームヘルプサービス)
ホームヘルパーが家庭に行き介護や家事を行います。

訪問入浴

浴槽の持ち込みや入浴車等で家庭を訪問し、入浴の介護を行います。

訪問看護

かかりつけ医の指示のもと、看護婦等が訪問し、療養上の世話や診療の補助等を行います。

居宅療養管理指導

医師・歯科医師・薬剤師等が家庭を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

訪問リハビリ

家庭に理学療法士等が訪問し機能回復訓練を行います。

居宅介護支援

介護サービス計画(ケアプラン)を作成したり、サービス提供機関と連絡調整を行います。(利用者負担はありません)

短期入所生活介護

(ショートステイ)
老人ホーム等の福祉施設に短期間入所し、介護サービスを行います。

短期入所療養介護

(ショートステイ)
老人保健施設や病院等に短期間入所し、医学的管理の下に介護や機能訓練などを行います。

痴呆対応型共同生活介護

痴呆で介護を必要とする人達が、少人数で共同生活を営む住居(グループホーム)で介護を受けます。

福祉用具貸与

ペット、車椅子、歩行器、移動用リフト等の貸し出しを行います。

福祉用具購入費

入浴・排泄等の福祉用具を購入する費用を給付します。

住宅改修費

手すりの設置、段差の解消等の小規模な住宅の改修を行う費用の一部を支給します。



通所介護

(デイサービス)
デイサービスセンター等へ通所して入浴・食事・機能訓練等のサービスを行います。

通所リハビリ

(デイケア)
施設等に通所して理学療法士等による機能回復訓練を行います。



☆施設サービス☆

介護老人保健施設

(老人保健施設)
病状が安定した状態にあり、リハビリや介護が必要な方に、機能訓練や日常生活上の世話を行います。

※要支援と認定された方は施設サービスの利用はできません。

特定施設入所者生活介護

有料老人ホーム等において介護を提供します。

介護療養型医療施設

(療養型病床群等)
介護に重点をおいた医療施設で、医学的管理のもとで介護等の世話や、機能訓練を行います。

介護老人福祉施設

(特別養護老人ホーム)
常時介護を必要とし、自宅で生活することが困難な方に、日常生活上の介護等を行います。

詳しくは市役所の介護保険課又は在宅介護支援センターへお問い合わせ下さい。

